

令和5年度和歌山県国民健康保険保健事業周知啓発事業 委託業務に係る企画提案書作成のための仕様書

1 業務の名称

令和5年度和歌山県国民健康保険保健事業周知啓発事業委託業務

2 事業の目的

和歌山県の市町村国民健康保険の健診受診率は35.5%（令和3年度）、保健指導の実施率は20.7%（令和3年度）となっており、特に40歳台、50歳台の受診率が低い状況が続いている現状を踏まえ、県内の国民健康保険被保険者のうち特定健康診査未受診者及び特定保健指導未利用者（以下「未受診者等」という。）に対し、統一的概念のもとで効果的な周知啓発による受診勧奨を実施し、受診率等の向上を図ることを目的とする。

3 業務内容

受託者は、統一的概念のもとで以下の各種啓発素材の企画・制作・放送・掲載等の業務を行う。

- (1) 特設サイト（ホームページ）のリニューアル・運用管理
- (2) テレビCMの企画・制作・放送
- (3) インターネット広告の企画・制作・掲載・運用管理
- (4) 啓発ポスター・チラシの企画・制作・発送
- (5) その他の効果的な啓発の企画及び実施

※各業務の内容は別記参照

4 各業務の共通事項

- (1) 各種啓発素材は、統一性のあるデザインとすること。
- (2) 啓発対象は、未受診者等であるが、特に40歳台、50歳台への訴求力の高い内容とすること。
- (3) 表現は、ナッジ理論等を活用し、特定健康診査及び特定保健指導の必要性を分かりやすい内容にするとともに、今一步、受診に踏み出せない未受診者等の受診を後押しする内容とすること。
- (4) 掲載・放映スケジュールについては、契約締結後～令和6年3月までの期間中の実施になるが、特に県の指定する1箇月間に掲載・放映を強化すること。

5 業務の実施方法

受託者は、業務開始前のほか、業務着手後から業務完了まで、業務の遂行に当たっては委託者と緊密に連携をとり、円滑な業務の実施に務めること。

6 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 業務の全部再委託の禁止

受託者は、本事業の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、効率的な業務を遂行する上で必要と認めるときは、委託者の事前の承諾を得た上で、その一部を委託することができるが、再委託費の合計金額は、全委託費の 1/2 未満でなければならない。

(2) 個人情報保護

受託者は、本事業に係る業務を処理するため知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切な管理を行い、その取扱いに特に慎重を期し、物理的・人的原因による漏洩が生じないように措置すること。

(3) 守秘義務

受託者は、本事業を遂行する上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
なお、本事業終了後も同様とする。

(4) 経理

本事業に係る経理状況を明確にしておくとともに、委託者の求めに応じて説明すること。

(5) その他

テレビCM・番組・WEBその他メディアに出演させる者については、別紙の誓約書を提出させること。

7 著作権等

- (1) 本業務により作成される成果物の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む。）は、県に帰属するものとし、県が期間の制限なく無償で随時利用・複製できるものとする。なお、これら二次利用に係る出演者等への許諾はあらかじめ受託者において得るものとする。
- (2) 受託者は、本業務により作成される成果物について、県及び県が指定する第三者に対して著作権人行使しないものとする。
- (3) 受託者は、本業務の履行に関し、第三者の著作権、知的財産権その他の権利を侵さないこと。
- (4) 著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、県はその責任を負わない。

8 事業完了後の提出書類

事業完了後、その事業の成果を記載した委託業務実績報告書を提出するものとし、下記の事項を報告内容に含めるものとする。

- (1) 事業名
- (2) 事業実施期間
- (3) 実施した事業内容
- (4) 成果物の内容
- (5) 事業完了日

(1) 特設サイト（ホームページ）のリニューアル・運用管理

項目	内容
① 内容	<p>(i) 特設サイト（ホームページ）のリニューアル</p> <p>ア 特設サイト内に以下の新規コンテンツを追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高血圧疾患に関すること。 <p>イ 閲覧及び利用する者が理解し易いよう、必要に応じてデザイン等の修正を行う。</p> <p>(ii) 特設サイトの運用管理</p> <p>(i) を行うに当たり、動作環境やセキュリティ確保等に留意するとともに、コンテンツの更新や障害対応等適切な運用管理を行う。</p>
② 留意事項等	<p>特設サイトの企画・制作、既存サイトのリニューアル、運用管理に当たっては、以下の内容に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内市町村の情報ページを含めて簡易更新が可能なプログラムを構築すること。 ・ 更新用簡易操作マニュアルを作成し、県に提供すること。 ・ 下記⑤のアクセシビリティ等を確保すること。 ・ 下記⑥の運用管理の留意事項に留意すること。 ・ 業務終了後、サイトへのアクセス数（期間集計及び日別明細等）、ログ解析による対象者の年齢、男女別、利用デバイス、検索ワードリピート率、直帰率、滞在時間、各コンテンツページビューなどの分析を行い、取りまとめて速やかに県に報告すること。また、期間中においても県からの報告依頼があれば、速やかに報告すること。
③ 納品方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務終了後、県国民健康保険課（和歌山市小松原通一丁目1番地）にデータ一式（デザインデータ、画像等を含む）をDVD等で納品すること。
④ 運用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用期間は、契約日～令和6年3月29日までとする。

<p>⑤ アクセシビリティ等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン向けだけでなく、携帯端末（スマートフォン及びタブレット等）向けの表示に対応すること（レスポンス化対応等）。 ・一般的に普及しているOS、WEBブラウザ（Microsoft Edge、Fire Fox、Safari、Google Chrome 等）により支障なく、利用できること。 ・本業務の実施に当たって、制作するコンテンツについては、「和歌山県ウェブアクセシビリティ方針」に基づき、日本工業規格 JIS X 8341-32016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」のレベル AA に準拠したものとすること。
<p>⑥ 運用管理の留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB サーバをホスティングサービス（レンタルサーバー）等により受託者において用意し、サイトの保守管理を行うこと。また、サーバの設置場所は、日本国内に限る。 ・ドメインの取得、管理を行うこと。なお、ドメイン名は、県と調整の上、決定すること。（汎用 JP ドメインを予定。） ・障害発生時には、迅速に原因調査及び復旧作業を行うこと。
<p>⑦ 情報セキュリティ対策等</p>	<p>受託者は以下により必要な情報セキュリティ対策を行うこと。</p> <p>(i) ログイン ID・パスワードによるアクセス制限措置</p> <p>ア 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ自体の管理機能 ・WEB コンテンツ更新機能 ・サーバ管理上、有効化しているすべての接続機能 <p>イ 対策内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パスワードを強固な文字列（大小文字、数字及び記号のランダム組合せ、最低8文字以上）にすること。 ・WEB ページの更新・管理等に係るアクセス（SSH、FTP 等）については、ログイン ID、パスワードの認証だけでなく、IP アドレスを限定するなど、第三者の不正なアクセスを防止する対策を講じること。 <p>(ii) その他のセキュリティ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトウェアをサーバに導入し、リアルタイム検索を実施すること。 ・サーバ上の不必要なサービスを停止するか、通信ポートを遮断すること。 ・サーバ OS、ミドルウェア、ソフトウェア等のセキュリティパッチを定期的に更新し、脆弱性を放置しない管理を行うこと。 ・サーバ上のアクセスログの定期的な取得及び確認を行うこと。 ・サーバ提供事業者等が提供する最新のセキュリティ情報を定期的

<p>情報セキュリティ対策等（続き）</p>	<p>に確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • WEB サーバに対するコンテンツ更新元の端末機及び遠隔でサーバの管理操作をする端末機には、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、リアルタイム検索を実施すること。 • 使用ドメインは、業務終了後、1年間は確保しておくこと。
<p>⑧ 提案項目</p>	<p>以下の内容は必ず任意様式により提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 企画のポイント (ii) ページの掲載内容 (iii) コンテンツのレイアウトイメージ (iv) 運用管理方法 (v) 事業実施体制（組織、人員配置、連絡体制等） (vi) 同種・類似業務の実績（発注者、内容、受注金額等）

（２）テレビCMの企画・制作・放送

項目	内容
① 内容	テレビCMを企画、制作し放送局においてCMを放送する。
② 規格	15秒・30秒
③ 種類	15秒CM数種類 30秒CM2種類 (15秒CMについては昨年度までに県が作成した動画を使用すること。30秒CMについては新たに作成すること。)
④ 納入方法等	<ul style="list-style-type: none"> • 放送予定日から放送できるよう、放送局に直接納入すること。(放送局の定めるCM放送技術基準を満たすデータで納品すること) ただし、放送する内容については、事前に県に了解を得ること。 • 放送予定日の1週間前までに県国民健康保険課(和歌山市小松原通一丁目1番地)にDVD2部(ファイル形式は、別途、指示)を納入すること。
⑤ 放送条件等	<ul style="list-style-type: none"> • 放送局は、下記の1社とする。 「株式会社テレビ和歌山(和歌山市栄谷151番地)」 • 放送本数は、15秒CM100本、30秒CM80本とする。 • 放送料は委託費に含めるものとする。 • 放送期間は、契約日～令和6年1月の期間とし、県と調整の上、各月の本数等を決定すること。 • 新規に制作するCMが完成するまでの間、県が保有する既存のCMを放送すること。 • 放送業務に関する事項については、受託者において、放送局と打合せの上、実施すること。

⑥ 提案項目	<p>以下の内容について任意様式により提案すること。</p> <p>(i) 企画のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より効果的に受診率向上に繋げることができる点を示すこと。 ・30秒CMの作成については、1種類は既に医療機関を受診している人に対し、改めて特定健診受診の必要性を訴えかけるものであること。 <p>もう1種類は、県から提供される素材（白浜のパンダを予定）を用いたものであること。（パンダを擬人化させたもの（パンダから吹き出しが出ている等）は不可）</p> <p>(ii) CMの絵コンテ</p> <p>(iii) 放送本数</p> <p>(iv) 放送時間帯等</p> <p>(v) 事業実施体制（組織、人員配置、連絡体制等）</p> <p>(vi) 同種・類似業務の実績（発注者、内容、受注金額等）</p>
--------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) インターネット広告の企画・制作・掲載・運用管理

項目	内容
① 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット広告を企画、制作し掲載、運用を実施する。
② 概要、掲載媒体	<ul style="list-style-type: none"> ・企画・制作した画像・動画広告及び県が保有する画像・動画広告をインターネット上に掲載し、特設サイト（特定健診・保健指導）へ誘導又は広告内において未受診者等への周知・啓発を行う。 <p>なお、掲載媒体、掲載タイプ、表示回数等については、提案内容を基に、県と協議の上、決定すること。</p>
③ 制作	<ul style="list-style-type: none"> ・画像広告：2種類以上を制作、各メディア用にリサイズ ・動画広告：2種類以上（テレビCM動画を使用可）
④ 運用条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・画像広告・動画広告等は、画像・動画の内容に合った特設サイト内のページへ誘導すること。 ・媒体により、広告アカウント、各種ID初期設定を行う。 ・媒体により、適切なエリア、年齢等のターゲティング設定による広告運用を行う。 ・掲載期間は、契約日～令和6年1月の期間とし、県と調整の上、各月の掲載数等を決定すること。 ・新規に制作する画像・動画が完成するまでの間、県が保有する既存のものを使用すること。 ・業務終了後、ログ解析による対象者の年齢等を分析し、取りまとめて速やかに県に報告すること。また、期間中においても県からの報告依頼があれば、速やかに報告すること。
⑤ 納入方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・掲載予定日の1週間前までに画像データ及び動画データを県国民健康保険課（和歌山市小松原通一丁目1番地）にDVD等に格納し、納入すること。

⑥ 提案項目	<p>以下の内容は必ず任意様式により提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 企画のポイント (ii) 画像・動画広告のイメージ (iii) 掲載媒体・掲載媒体の選定理由 (iv) 掲載媒体ごとの掲載タイプ (v) 掲載媒体ごとのインプレッション数（またはクリック数） (vi) 運用方法 (vii) 事業実施体制（組織、人員配置、連絡体制等） (viii) 同種・類似業務の実績（発注者、内容、受注金額等）
--------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) 啓発ポスター・チラシの企画・制作・発送

項目	内容
① 内容	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発ポスター及びチラシを企画・制作し、県が指定する機関（県内）へ発送する。
② 規格	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター：B2縦、コート紙 110kg ・チラシ：A4縦、コート紙 90kg
③ 種類	<ul style="list-style-type: none"> ・1種類以上
④ 数量	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター：1,000部程度（総数） ・チラシ：5,000部程度（総数）
⑤ 納入方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・県が指定する日までに県国民健康保険課（和歌山市小松原通一丁目1番地）にデータ一式をDVD等で納品するとともに、見本3部を提出すること。 ・ポスター及びチラシについては、別途県が指定する機関（県内）に送付すること。 ・なお、ポスターの一部は日本郵便と和歌山県との協定に基づき、10月2日～13日の間に県内263個所の郵便局において掲示予定であることから、9月末までに郵便局を利用して各局に1部郵送すること。（作成が間に合わない場合は、令和4年度に県が作成したポスターのデータを利用し必要部数を印刷し対応すること。）
⑥ 提案項目	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の内容は必ず任意様式により提案すること。 (i) 企画のポイント (ii) デザインのイメージ <ul style="list-style-type: none"> (2) における30秒CMのコンセプトを踏まえて作成すること。 (iii) 事業実施体制（組織、人員配置、連絡体制等） (iv) 同種・類似業務の実績（発注者、内容、受注金額等）

(5) その他の効果的な啓発の企画及び実施

項目	内容
① 内容	・その他の効果的な啓発の企画
② 提案項目	以下の内容は必ず任意様式により提案すること。 (i) 企画の内容 (ii) 効果的な啓発と考える理由 (iii) 事業実施体制（組織、人員配置、連絡体制等） (iv) 同種・類似業務の実績（発注者、内容、受注金額等）

令和 年 月 日

誓約書

和歌山県知事 岸本 周平 様

私は、令和5年度和歌山県国民健康保険保健事業周知啓発事業（以下「本事業」という）のテレビCM・番組・WEBその他メディアに出演するに当たり、下記のとおり遵守することを誓約します。

記

- 1 私は、法令等を遵守し、和歌山県及び本事業運営会社の指示に従います。また、和歌山県の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為及び活動に際して知り得た秘密を本事業期間中及び期間終了後において漏洩するような行為は一切行いません。
- 2 和歌山県及び本事業運営会社の適正な運営下において、私の責めに帰する事故等が発生した場合、自らの責任において対応します。
- 3 本事業において撮影・作成した啓発物等の著作権は和歌山県に帰属すること及びテレビ・ホームページその他啓発活動に使用することを承諾します。

以上

所属事務所 _____

氏名（自署） _____。